

公 告

電子入札による事後審査型制限付き一般競争入札を次のとおり行うので、高知市上下水道事業契約規程(昭和 47 年水道局規程第 2 号)により準用する高知市契約規則(昭和 40 年規則第 4 号)第 5 条の規定に基づき公告する。

令和 8 年 5 月 28 日

高知市上下水道事業管理者 山本三四年

1 入札に付する事項

(1) 委託業務名 漏水調査業務委託(その1)

(2) 業務場所 高知市 一宮地区 外 12 地区

(3) 業務概要

作業計画作成	974.24 km
現場下見調査	974.24 km
戸別音聴調査(春野町除く)	53,712 戸
戸別音聴調査(春野町)	4,622 戸
弁栓音聴調査(春野町除く)	48.65 km
弁栓音聴調査(春野町)	3.72 km
路面音聴調査(春野町除く)	
(夜間作業)	48.65 km
路面音聴調査(春野町)	
(夜間作業)	3.72 km
路面音聴調査(春野町)	
(衛星確認調査分)	31.00 km
相関調査	1.00 km
漏水確認調査(春野町除く)	
(118 箇所×0.05 km/箇所)	5.90 km
漏水確認調査(春野町)	
(41 箇所×0.05 km/箇所)	2.00 km
報告書作成	974.24 km

調査管路長	全体延長	戸別音聴調査	弁栓音聴調査 Φ400mm 以上の 送配水管延長	路面音聴 調査(夜間) Φ400mm 以上 の送配水管 延長
	974.24km	53,712 戸	48.65 km	48.65 km
一宮地区	99.80 km	8,898 戸	5.61 km	5.61 km
三里地区	77.45 km	4,307 戸	5.21 km	5.21 km
五台山地区	21.76 km	1,142 戸	1.71 km	1.71 km
介良地区	71.05 km	4,484 戸	0.77 km	0.77 km
大津地区	49.19 km	3,735 戸	6.49 km	6.49 km

布師田地区	19.06 km	535 戸	4.37 km	4.37 km
御畳瀬地区	2.16 km	288 戸	0.00 km	0.00 km
春野地区	181.18 km			
朝倉地区	131.31 km	8,665 戸	6.95 km	6.95 km
浦戸地区	5.58 km	523 戸	0.00 km	0.00 km
長浜地区	173.75 km	9,321 戸	10.69 km	10.69 km
高須地区	52.54 km	3,915 戸	3.95 km	3.95 km
鴨田地区	89.41 km	7,899 戸	2.90 km	2.90 km

調査管路長	全体延長	戸別音聴調査	弁栓音聴調査 Φ400mm 以上の送配水管延長	路面音聴調査（夜間） Φ400mm 以上の送配水管延長	路面音聴調査 衛星確認調査分	漏水確認調査 衛星確認調査分
春野地区	181.18 km	4,622 戸	3.72 km	3.72 km	31.00 km	2.00 km

(4) 履行期間 契約締結の翌日から令和9年2月28日

(5) 予定価格 事後公表

(6) 最低制限価格 有（事後公表）

※別紙『「漏水調査業務委託（その1）」の最低制限価格の設定について』を参照のこと

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項その他入札に関する事項
別紙のとおり

別紙

1 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札参加形態	単体
業 種	高知市上下水道局の令和8・9年度 測量・建設コンサルタント等業務一般競争(指名競争)入札参加有資格者であり、「漏水調査」で登録業種がある者
業務実績	平成23年4月1日以降に、国又は地方公共団体等の発注による、水道管の漏水調査業務（1件の業務で、戸別音聴調査及び路面音聴調査の両方を含むもので、戸別音聴調査5,000戸以上かつ路面音聴調査20km以上とする。）を元請として履行した実績を有する者
配置技術者	高知市上下水道局事後審査型制限付き一般競争入札実施要領（以下「実施要領」という）の規定の外、次の要件を満たす技術者を配置することができる者（管理技術者と調査技師は兼務可） <ul style="list-style-type: none"> ・管理技術者は、実務経験5年以上有する者で、日本水道協会の認定する水道管路施設管理技士2級以上の資格を有する者 ・調査技師は、実務経験5年以上有する者で、日本水道協会の認定する水道管路施設管理技士3級以上の資格を有する者又は全国漏水調査協会の主任技師免許保有者 ・調査助手は、実務経験3年以上有する者

2 参加申請・入札日程等

参加申請	実施要領第7項の規定に基づき、入札に参加を希望する者は <u>入札書提出期限までに入札書類を提出することで参加意思を示すものとする。</u>	
設計図書の閲覧	期 間	令和8年5月28日8時30分から入札書提出期限まで
	場 所	高知市上下水道局3階企画財務課
電子データの閲覧	期 間	令和8年5月28日から令和8年6月16日まで
	場 所	高知市上下水道局企画財務課ホームページ
質疑の受付回答	受付期間	令和8年5月28日8時30分から同年6月4日17時15分まで
	場 所	高知市上下水道局3階企画財務課
	提出方法	FAX又は持参によること（郵送は認めない）
	回答時期	令和8年6月9日
	回答方法	回答日から入札書の提出締切日まで高知市上下水道局3階企画財務課において閲覧に付するとともに、高知市上下水道局企画財務課ホームページに掲載する。

入札方法等	高知市上下水道局電子入札運用基準に基づき、高知市電子入札システムで行う。	
	提出書類	1 入札書（システム入力による）
	提出書類 受付期間	令和8年6月10日 8時00分から 令和8年6月12日 17時00分まで ※質疑回答を確認の上、提出すること。
開札	開札予定日 時	令和8年6月15日 10時00分
	開札場所	高知市上下水道局3階企画財務課
確認書類の提出 (落札候補者のみ)	提出期限	提出を求められた日から起算して2日以内（閉庁日を除く）
	場 所	高知市上下水道局3階企画財務課
	提出書類	入札資格要件確認書 開札後速やかに提出できるように、あらかじめ作成しておくこと。
	提出方法	持参、FAX又はメールによること（郵送は認めない。）
落札決定	確認書が提出された日から起算して2日以内（閉庁日を除く）に落札者を決定	
入札保証金	高知市契約規則第8条第2号該当により免除	
契約条項を示す場所	高知市上下水道局3階企画財務課	

3 その他

- (1) 入札参加者は、「高知市上下水道局建設工事等競争入札心得（電子入札用）」（令和6年8月26日改正）及び高知市上下水道局電子入札運用基準（令和6年4月1日改正）を遵守すること。
- (2) 入札参加手続きを行った者の間において、実施要領第4項第6号に該当する場合は、入札参加資格を認めない。また、開札後、同号に該当する事実が判明した場合は、その者の入札を失格とする。
- (3) 開札の結果、予定価格と最低制限価格の範囲内での入札者がいない場合は、高知市上下水道局電子入札運用基準第13条第3項の規定に基づき、本業務の開札手続終了後、再度入札を行う。再度入札を行う場合は、その旨を入札参加資格者に電子入札システムにより（紙入札者が参加する入札においては電子入札システム以外のその他適切な手段による）通知する。
- (4) 落札候補者が提出期限までに入札資格要件確認書を提出しないとき、又は入札参加資格を有しないと認められる場合は、失格とする。
- (5) 落札者は、落札決定の通知を受けた日から起算して10日以内に契約を締結すること。また、電子契約を希望する場合は、落札決定後、「電子契約利用承諾書」を電子メールにより提出すること。
- (6) 落札決定から契約を締結するまでの間に、落札者が次に掲げる要件のいずれかに該当する者となったときは、落札決定を取り消すことがある。
 - ア 実施要領第4項第1号、第2号、第4号又は第5号のいずれかの要件を満たさなくなったとき。

イ 高知市競争入札指名停止措置要綱（平成6年7月1日制定）（以下「指名停止要綱」という。）の規定により高知市上下水道局から指名停止又は指名回避等の措置を受けたとき。

ウ 指名停止要綱の対象となる事案に該当したとき。

エ その他の事由により入札参加資格要件を満たさなくなったとき。

(7) 本業務の入札及び契約に関する提出書類に虚偽の記載があることが判明したときは、契約を解除することがある。

(8) 落札者は、契約締結までに平成23年12月26日付「独占禁止法の遵守に係る誓約書の提出について（高知市上下水道局）」の中の誓約書（別記様式1）を提出すること。

これがない場合は契約を辞退したものとみなし契約を締結しない。

(9) その他の条件については、実施要領に示すとおり。

4 担当部署

高知市上下水道局企画財務課契約担当

住所 高知市針木北一丁目15番20号（高知市上下水道局3階）

電話 088-821-9208 F A X 088-843-6523